

「めざめ」50年の推移 ～草津市の部落差別解消への取組と共に～

啓発冊子「めざめ」

「めざめ」は、草津市が部落差別の解消に向けて作成した、町内学習懇談会や研修会などで活用される冊子です。1975（昭和50）年初版（第1集）から始まり、現在第48集まで発刊され、毎年9月に市民に配布しています。

部落差別の本質を理解し、より確かな住民学習の深まりをめざして、一人一人の人権感覚を磨きアップデートしていくような内容になっています。また、「同和問題」に関する市民意識調査で見えてきた部落差別に対する正しい見方・考え方、課題を提示し、より市民の実態に応じた啓発に取り組んでいます。

「めざめ」は、草津市同和教育推進協議会の啓発活動部会が議論を重ね、作成しています。また、その作成過程も“学びの場”となり、教育、啓発の深まりに貢献してきました。

町内学習懇談会の^{たど}変遷を辿る上で貴重な歴史的資料となっています。

1 めざめ第1集 ～込められたねがい～

【1975（昭和50）年度】

「まえがき」では、「当市において、同和問題は地域によって取り組みや姿勢に格差があり、同和問題の本質的理解がえられていない現状がある。（要約）」と指摘し、「市民のみなさんひとりひとりの問題としてご理解賜れば誠に幸甚に存じます。」と訴えかけています。本文では、部落差別の理解、正しい見方・考え方について語られています。読み進めるとその状況や人々の心情が丁寧にわかり、読み手の理解も深まるような展開となっています。今後の学習の進め方も的確に記述され、啓発の基本方針が明示されています。



草津市の取組

2 部落差別の本質 部落差別の解消はみんなの課題

【めざめ第1集～第6集／1975（昭和50）年度～1981（昭和56）年度】

1976（昭和51）年度 町内学習懇談会 実施

1978（昭和53）年度 「人権擁護推進協議会」 設置

1979（昭和54）年度 「同和教育推進委員会」を「同和教育推進協議会」に改組

排除の論理や偏見、忌避意識などによる部落差別の本質を、オールロマンズ事件※6やねたみ・逆差別などに現れた具体的な部落差別の実態から啓発につなげています。町内学習懇談会の資料となるよう、民主的な社会の確立や住みよい社会の実現を学びの理由であると諭しながら、根強い偏見や決めつけ、ねたみについて解説し、みんなの課題としています。

※6) 1951(昭和26)年、京都市の職員が雑誌「オールロマンズ」に小説「特殊部落」を寄稿しました。この小説は、被差別部落の人々を極めて差別的に描写したものでした。この事件で部落解放委員会(部落解放同盟の前身)は、市行政が部落の劣悪な状況を放置していたことが、差別を助長する大きな原因であると、行政の責任を指摘しました。この結果、京都市は部落対策の総合計画を作り、同和行政推進のための積極的施策を行っていきます。この事件が以後も地方公共団体の、同和行政への取組を推進させるきっかけとなりました。

3 よりたしかな住民学習の展開をめざして

【めざめ第7集～第10集／1982(昭和57)年度～1985(昭和60)年度】

学習の展開を広げるため、身近な問題を掘り起こしながら、くらしにある差別や偏見をとらえ、基本的な人権や同和問題の正しい理解について解説しています。冊子冒頭には「『めざめ』の活用にあたって」を記すようになり、学習のねらいを明確にするようになりました。また、差別事象から学ぶ行動の在り方や部落解放に向けた地域住民の取組などについて解説しています。また、不合理や差別に気付く感性を自らが培い「差別のない明るく住みよい町づくり」をめざしています。

1982(昭和57)年度 部落解放女性のつどい 開始

1984(昭和59)年度 部落解放青年集会 開始

*部落解放への啓発が広がりをもせ、市民が学べる機会の拡充となりました。

1983(昭和58)年度 同和問題に関する市民意識調査(第1回)

*結婚差別・身元調査・土地差別・就職差別に対する結果が示され、周囲や社会の目を意識する「世間体」や根強い差別心が浮き彫りになりました。



4 よりたしかな住民学習の深まりをめざして<前期>

【めざめ第11集～第18集／1986(昭和61)年度～1994(平成6)年度】

1988(昭和63)年度 「ゆたかな草津 人権と平和を守る都市」宣言

1988(昭和63)年度 同和問題に関する市民意識調査(第2回)

1993(平成5)年度 同和問題に関する市民意識調査(第3回)

草津市は1988(昭和63)年に「ゆたかな草津 人権と平和を守る都市」を宣言し、幅広い人権啓発と同和教育の推進をより強固にしてきました。「めざめ」では、町内学習懇談会

などでよく出る質問や新しい学習課題にも対応できるように作成され、同和教育の理解を主軸に、女性やこども・障がい者などあらゆる人権問題も丁寧に取りあげています。徐々に町内学習懇談会の仕組みも浸透し、町内の実態に応じた取組も「めざめ」で紹介されています。

しかし、1991（平成3）年、市内で差別落書き事件が発生しました。部落差別の早期解消を願い活動を進めている人達や組織に、大きな衝撃が走りましたが、事件と正面から向き合う姿勢も示しました。

＜「めざめ」第17集の編集にあたって（抜粋）＞

草津市内でもおこる差別事象は、私たちの社会が、差別を今なお生み出していると考えられます。事件の当事者だけの問題ではないのです。私たちの社会が人権の確立に対して、まだまだ未成熟なことを浮き彫りにしています。本集は市内でおきた差別落書き事件をとおして、私たちの生活に潜む背景を学び取ってもらうことを柱としました。



「めざめ」第17集では差別事象を、「自らの不満のはけ口として意図的に差別意識をむき出しにし、あおり、広げようとするこの卑怯さは断じて許されないもの（要約）」としながら、また、早期対応にいたれなかった差別落書きへの住民の反応の薄さや無関心の多さと、落書きされた文字がもたらす影響に考えが及ばない認識の低さも問題であるとしてとらえています。落書きの背景にある教育・啓発課題、差別落書きの事象が芽生える土壌など分析を重ね、「めざめ」第17集・第18集にて啓発し、差別をしない・許さない学習から、差別をなくす行動へと啓発が変遷していきます。

5 よりたしかな住民学習の深まりをめざして <後期>

【めざめ第19集～第29集／1995（平成7）年度～2005（平成17）年度】

1996（平成8）年度	「草津市人権擁護に関する条例」
1998（平成10）年度	「同和問題」に関する市民意識調査（第4回）
2000（平成12）年度 ～2009（平成21）年度	「人権教育のための国連10年草津市行動計画」
2000（平成12）年度	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」
2001（平成13）年度	「草津市人権教育基本方針」策定
2003（平成15）年度	「同和問題」に関する市民意識調査（第5回）
2005（平成17）年度	「草津市同和教育基本方針」、「草津市人権教育基本方針」改定

草津市は、あらゆる差別をなくし市民など一人一人の参加によって人権を擁護するまちを実現するために「草津市人権擁護に関する条例」を制定しました。

「めざめ」では、人権作文や青少年の主張、女性のつどい体験発表など、様々な年代や立場の人々の思いや取組を掲載し、不合理なことへの気づきを自らの問題としてとらえ行動する大切さについて啓発しています。発表者の熱い思いや訴え、時には、気づきから変容にいたる“学びなおし”をする姿には、心に伝わるものがあります。



また「世間体」や「女らしさ・男らしさ」「あなたの立場は」など身近な視点から問いかけ、部落差別の本質を学ぶ工夫がみられます。差別落書きについても「めざめ第25・26・27集」に「許せない!差別落書き」と題し掲載され、草津市の落書き事件に対する様々な啓発の取組も紹介されています。

草津市が実施した「人権教育のための国連10年草津市行動計画」や草津市立人権センター“ぴーぶる”の設立、13学区・区同和教育推進協議会の取組なども「めざめ」で紹介し、部落差別の早期解消と市民の生涯にわたる人権意識の向上、差別のないまちづくりを目指す草津市の姿勢を明確にあらわしています。市民意識調査の比較検証や町内学習懇談会についても言及しながら、全ての人に人権の学びは必要と啓発しています。

2002 (平成14) 年度 草津市立人権センター 設立

6 学びをとおして確かな解決を

【めざめ第30集～第43集／2006 (平成18) 年度～2020 (令和2) 年度】

2008 (平成20) 年度	「同和问题」に関する市民意識調査 (第6回)
2010 (平成22) 年度	「人権擁護に関する基本方針」改訂
2011 (平成23) 年度	同和教育啓発講師団 設置
2013 (平成25) 年度	「人権・同和问题」に関する市民意識調査 (第7回)
2013 (平成25) 年度	登録型本人通知制度 運用開始
	「草津市人権教育基本方針」策定 (従来の「草津市同和教育基本方針」・「草津市人権教育基本方針」を再構築)
2017 (平成29) 年度	「草津市人権教育基本方針」改定
2018 (平成30) 年度	「人権・同和问题」に関する市民意識調査 (第8回)

「差別を許さない!」生き方をすべての人という願いのもと「めざめ」では、いじめや

差別を生み出す背景や「わたし」の中の意識などについて深く考えられるよう問題提起しています。そして、これまでの成果と課題を整理し「解決に向けての展望」を示しています。また、長年の同和教育の取組が社会を変えてきたことも、全国高等学校統一応募用紙や教科書無償化などを丁寧に示しながら、同和教育はすべての人の幸せにつながっていると説いています。

第6回市民意識調査結果では、“学びは不合理を見抜く力を育てる”と成果に現れ、「同和教育は一人一人に心の“ゆたかさ”と人間の本質を見る“確かな視点”をもたらす」と検証され、啓発の後押しとなりました。

しかし、身元調査や個人情報の不正取得、同和地区の「問い合わせ」、不動産取引にかかわる土地差別、採用選考における問題などが後を絶たず、草津市は戸籍不正取得事件などから身元調査は重大な人権侵害ととらえ、いち早く本人通知制度の登録を進めました。

インターネットを利用したいじめ・差別書き込み・人権侵害も深刻になり、新たに生まれたコロナ差別や東日本大震災の原発事故による差別事象などと共に、「めざまめ」では、一人一人の人権意識の向上を目指し、人の偏見や差別に揺らぐ“あなた”の行動に問いかけています。



7 私たちが解決する

【めざまめ第44集～第48集／2021（令和3）年度～2025（令和7）年度】

水平社創立100年の節目にあたり、差別をなくすために立ち上がった人々の熱い思いを検証するとともに、現在に活かすべき課題を考えました。また、コロナ禍では社会不安が増大し、生活・教育・社会・経済に大きな混乱を生みました。中でも人権状況の危機を招いたことは、人の心の弱さを垣間見ることとなりました。

不確かな情報に惑わされない、正しい判断と行動

自分の中にある ふつう・あたりまえを見直す

“確かな学び”を“差別をなくす行動”へつなげる



「めざまめ」では、外国人、女性、インターネット、障がい者、性的マイノリティなど様々な人権課題にも焦点をあて、ワークシートを用いて、様々な場面で人権感覚をアップデートできるようプログラムを提示しています。

2023（令和5）年度 「人権・同和問題」に関する市民意識調査（第9回）

「めざめ」で何度も掲載された 大きな課題

部落差別解消の取組を進めるなかで大きな課題として、同和対策審議会答申にも明記されていますように、いわゆる「分散論」と「寝た子をおこすな」論の解消と結婚・身元調査の問題が重要課題として取りあげられてきました。「めざめ」でもこの課題は、何度も掲載され、啓発や町内学習懇談会の中心的な学習のテーマとされてきました。

「分散論」（差別されたくなかったら、分散して住めばいいのに）と「寝た子をおこすな」論（そっとしておいたら、差別はなくなるのに）については、このような解決方法では差別解消につながらないことに気付くための資料や事実を様々な根拠や事例などを通して学べるように工夫されてきました。記念誌の発刊を契機に再度両論の問題点と見解、結婚差別については、「めざめ」に掲載されたりレポートで提示します。

1 「分散論」

- (1) 「分散論」は、差別する側の論理で“居住の自由”は憲法で保障されている大切な基本的人権の一つです。“分散して住めばよい”は、憲法で保障された基本的人権の侵害といえます。
- (2) たとえ分散して住んでも、いつ出自を暴かれるかわからないという不安を抱きつつ住むことになり、部落差別の深刻な事象の典型です。このことは、小説「破戒」で島崎藤村が問題提起していました。現在でも研修会などで議論となっています。
- (3) 現代でも人々の関心を惹くためインターネット、週刊誌をはじめ“出自を暴く（アウトティング）”行為は後を絶ちません。
- (4) 福島原発事故で多くの人が避難しましたが、避難先で深刻な差別を受けました。避難民の中には“福島から避難してきた…”（出自）を伏せて欲しいという言葉を発する方もいました。避難（分散）しても差別は追いかけて来る事例が、現代社会にも存在しています。

2 「寝た子をおこすな」論

- (1) 歴史的事実として、“放置しておいても差別はなくならなかった”という事実があります。

1871（明治4）年に「解放令」が出されましたが、一向に部落の人たちの生活は改善されず、部落の人々の多くは近代産業に就くことが許されず、社会の中の差別意識が、部落の人と一緒に働くことを拒み、安定した仕事に就くことができない状況にありました。その結果、こどもたちも家計を助け働いたり、働きに行く両親の代わりに妹や弟の面倒を

見たり、生活が厳しく、給食費や学級費などが払えなかったりするために、学校にいけない子どもも多くみられ、「解放令」から半世紀たっても、差別は依然として続いていました。同和対策審議会答申においても「太政官布告は形式的な『解放令』に過ぎなかった。それは単に蔑称を廃止し、身分と職業が平民なみにあつかわれることを宣明したにとどまり、現実の社会関係における実質的な解放を保障するものではなかった。（中略）実質的にその差別と貧困から解放するための政策は行われなかった」と記されています。また「心理的差別が原因となって実態的差別をつくり（中略）実態的差別が原因となって心理的差別を助長する（中略）この相関関係が、差別を再生産する悪循環をくりかえす」と根強い差別の背景を指摘しています。

(2) 「そのうちなくなる…」ということは「なくなるまで、同和地区の人は差別されてもよいのか」ということになり、差別する側の勝手な論理といえます。

(3) 今まで、多くの人が同和教育、啓発に取り組み、差別をなくそうと取り組んできた事実があります。

それを否定することは、差別の温存や拡散に力を貸すことになり、問題解決を遅らせることにつながります。

(4) 別の意識調査でも、「部落差別」「同和問題」について、およそ18歳までに知っていたと回答している人が過半数存在しています。また、部落地名総鑑、差別落書きなど客観的事実から、同和教育は必要です。すなわち差別意識を内包しており「すでに起きています」という状況に等しいといえます。

(5) 「いじめ」の解決として“そっとしておけば自然に収まる。我慢しろ”という方法は論外であるのと同様、他の人権問題でも解決方法とはなりません。

(6) 差別落書きやインターネットへの書き込みなど、時代の変化と共に新たな形で差別事件は発生しています。知識のないままそっとしておいても、根拠のない情報に惑わされ、誤った判断をしてしまう可能性があります。

3 結婚差別・身元調査

大学生のレポートが「めざめ」第15・17集に重ねて掲載されています。結婚差別は“いのち、わたし”に関わる深刻かつ重大な問題です。このレポートは、結婚に直面した「姉」が差別の問題の本質に気づき、差別解消に歩み出した事例です。市民一人一人の意識の喚起、高揚が世論となり、部落差別の大きな課題である結婚差別の解消につながります。

「共に生きる」

今の私に一番大きな影響を与えたのは、私の姉の結婚問題でした。（中略）

私の姉には、2年ほど交際しているWさんという男性がいました。（中略）2人は、結婚するということまでできていました。ところがWさんが突然姉に「対象地域でないことを示す何とか状（名前は忘れましたが）を持ってきてほしい。でないと結婚できない」と言ってきたのです。

私の家族はそういうものを知りませんでしたし、そのようなものはあってはいけません。そこで姉は「自分は事実、対象地域出身ではないが、そのようなものにサインするわけにはいかない。」と言ったそうです。それにサインすることによって自分が部落に対して差別意識をもっていることを認めることになるからです。Wさんは何回となく、姉にサインをするよう頼んだようですが、姉は拒否し続けました。

私の両親は、「ちょっとサインして渡せば済むことじゃないか」と言って結婚をすすめましたが、それも突っぱねました。

そして、とうとう姉は

「その〇〇状をWさんではなくWさんの両親が必要としていることはわかっているが、そういったことを親から言われて、ハイそうですか、わかりましたと。何の疑問ももたずに自分にサインを頼むような人とは結婚しても考え方に大きな相違がでてくるだろうから、結婚は考えさせてもらいたい」

といってWさんとの結婚を断ったのです。

ということでこの問題は終止符を打ったのです。この問題で姉も随分悩んだようです。しかし差別はいけないという信念をもって、それを実行に移した姉は本当に素晴らしいと思います。（中略）

部落差別に限らず、あらゆる差別は人間として絶対にしてはいけないと思うのです。

以下略

「めざめ」50年の歩みと草津市の取組の推移

年度	1975 (昭50) ~1981 (昭56)	1982 (昭57) ~1985 (昭60)	1986 (昭61) ~1994 (平6)
	めざめ1 ~ めざめ6	めざめ7 ~ めざめ10	めざめ11 ~ めざめ18
副題	同和問題の理解 問題の本質	よりたしかな住民学習の 展開をめざして	よりたしかな住民学習の 深まりをめざして
主な項目	・ 同和問題の理解 ・ 同和問題に対するまちがった見方、考え方 ・ 家庭教育や社会教育における同和教育の進め方 ・ 同和問題の本質 ・ 草津市民憲章 ・ 部落差別に対する啓発 ・ 米騒動 ・ 水平社 ・ 「同和対策審議会」 答申 ・ 同和対策特別措置法 ・ 日本の近代化と基本的人権 ・ オールロマンズ事件 ・ 部落差別解消、民主化への取組 ・ ねたみ差別をこえて ・ 同和問題の解決はみんなの課題 ・ 冊子の利用にあたって ・ 人権標語集	・ 児童・生徒の人権作文 ・ 見つめ直そう私たちの暮らし ・ 暮らしの中に潜む差別の芽 ・ みつめよう私たちの人権 ・ いじめ ・ 女性の雇用差別 ・ 障がい者問題 ・ 老人問題 ・ 結婚差別 ・ 身元調査 ・ 土地差別 ・ 就職差別 ・ 家庭生活と人権 ・ 社会生活における人権 ・ 差別事象に学ぶ ・ 同和問題の正しい理解のために ・ 「男女雇用機会均等法」 スタート ・ ねたみ意識と逆差別 ・ 部落解放への動きの推移	・ 日常生活と偏見 ・ 根強い差別意識 ・ ねたみ意識や逆差別の心理的背景 ・ 忌避意識や「寝た子をおこすな」論 ・ 結婚と差別 最近の結婚に係る部落差別事例 ・ 学歴にみえる差別意識 ・ 子どもと人権 いじめで登校拒否 「仲間外し」 ・ 仲間を育てる 思いやりを育てる ・ 不合理なものを見抜き、行動しよう ・ 草津でおきた差別落書事件から ・ 問題点と落書きの背景にあるもの ・ 教育・啓発の課題 ・ もう一度学習しなおしてほしい基本的な項目 ・ 差別をなくすことに 何かがブレキになっている あなたの心はどうですか ・ 施策を理解していますか ・ 責任を転嫁していませんか ・ 同和問題を解決する役割は 誰がするのでしょうか ・ 同和問題 どうして構えてしまうのでしょうか
草津市の取組	1976 (昭51) 町内学習懇談会実施 1978 (昭53) 人権擁護推進協議会 1979 (昭54) 同和教育推進委員会を同和教育推進協議会に改組	1982 (昭57) 部落解放女性のつどい開始 1984 (昭59) 部落解放青年集会 開始 * 部落解放への啓発が広がりを見せ、市民が学べる機会の拡充となった 1983 (昭58) 「同和問題」に関する市民意識調査①	1988 (昭63) ゆたかな草津、人権と平和を守る都市宣言 「同和問題」に関する市民意識調査② 1993 (平5) 「同和問題」に関する市民意識調査③

1995 (平7) ~2005 (平17)	2006 (平18) ~2020 (令2)	2021 (令3) ~2025 (令7)
めざめ19 ~ めざめ29	めざめ30 ~ めざめ43	めざめ44 ~ めざめ48
よりたしかな住民学習の 深まりをめざして	学びをとおして確かな解決を 同和教育はすべての人の幸せに つながっている	私たちが解決する
・差別は一人ひとりの問題 ・全ての人に人権の学びは必要 ・深まりから実践・行動をめざして ・人権作文「あなたならどうしますか」 ・差別はどこでも起こる 病原性大腸菌「O-157」流行による人権問題 ・私の思い「私は部落出身です」 青少年の主張 ・「女らしさ」「男らしさ」って何 ・差別や偏見のない社会を築こう ～自らの問題として～ ・「私の願い」部落解放女性のつ どい 体験発表 ・「気づき」から「行動」へ ・世間体って何だろう ・市民意識調査 第3回・第4回・ 第5回の比較 ・子どもたちは学んでいます ・寝た子を正しく起こしましょう ・草津市立人権センター“びーぶ る”ってどんなところ ・13学区・区の同和教育推進協 議会の取組 ・町内学習懇談会について ・差別について、草津市民の意識	・なぜ学ぶのか 幸せに生きてい けるまちづくりを ・自分事ととらえる 誰もが人権 を大切にしたい社会 ・ふつうって みんなって 差別 を許さない生き方 ・多様性から考える人権問題 ・インターネットによる人権侵害 感染症、被災者、報道 ・同和教育は、一人ひとり 心の “ゆたかさ”と、人間の本質を 見る“確かな視点”をもたらす ・差別を許さない生き方を、すべ ての人に ・学びは不合理を見ぬく目を育て る 市民意識調査第6回 ・男女共同参画社会の実現 ・あなたも調べられている 人権 侵害の撤廃 ・忌避意識 土地差別 同和教育 町内学習懇談会 ・身元調査は重大な人権侵害 ・登録型本人通知制度の運用 ・困っているこの気持ち・・・あ なたならどう伝えますか ・「わたし」からはじめる 豊か なつながり ・部落差別の現実を通して、「わ たし」の中の意識を考える ・人権は誰のもの？ 差別はあな たの周りで現実起きています ・差別を絶対許さない心持ち人権 問題を「自分ごと」に考える ・教科書無償はあたりまえ？ ・差別を「しない」から「なくす」へ	・SDGsがめざすもの 「誰ひと り取り残さない」 ・人によって傷つき、人によって 癒される ・「差別される側には責任はない！」 ・「時が解決する」のではなく、 「わたしたちが解決する！」 ・人が作った差別は、人でしかなく せません！ ・子どもたちと共に考えたい 共 に生きる わたしたちの未来 ・お互いの「配慮」でつくる誰も が暮らしやすい社会！ ・子どもたちに伝えたい。「大人 の生き方」 ・差別をなくす主体的な生き方 ・わたしたちの人権意識を見つめ てみよう！ ・不確かな情報に惑わされない、 正しい判断と行動 ・自分の中にある「ふつう・あた りまえ」を見直そう ・確かな学びを、差別をなくす行 動へつなげる ・差別を許さない社会へ ・学べば気づくことがある 学ぶ とわかることがある ・市民意識調査から ・「正しく知って、正しく判断し、 差別をしない人になる」
1996 (平8) 草津市人権擁護に関する条例 1998 (平10) 「同和教育」に関する市民意識調査④ 2000 (平12) 人権教育及び人権啓発推進に関する法律 2000 (平12) 人権教育のための国連10年草津市行動計画 2001 (平13) 草津市人権教育基本方針 2002 (平14) 草津市立人権センター設立 2003 (平15) 「同和教育」に関する市民意識調査⑤ 2005 (平17) 草津市人権教育基本方針改訂 草津市同和教育基本方針改訂	2008 (平20) 「同和教育」に関する市民意識調査⑥ 2010 (平22) 人権擁護に関する基本方針改定 2011 (平23) 同和教育啓発講師団 設置 2013 (平25) 登録型本人通知制度 運用開始 2013 (平25) 「人権・同和教育」に関する市民意識調査⑦ 2018 (平30) 「人権・同和教育」に関する市民意識調査⑧	2023 (令5) 「人権・同和教育」に関する市 民意識調査⑨

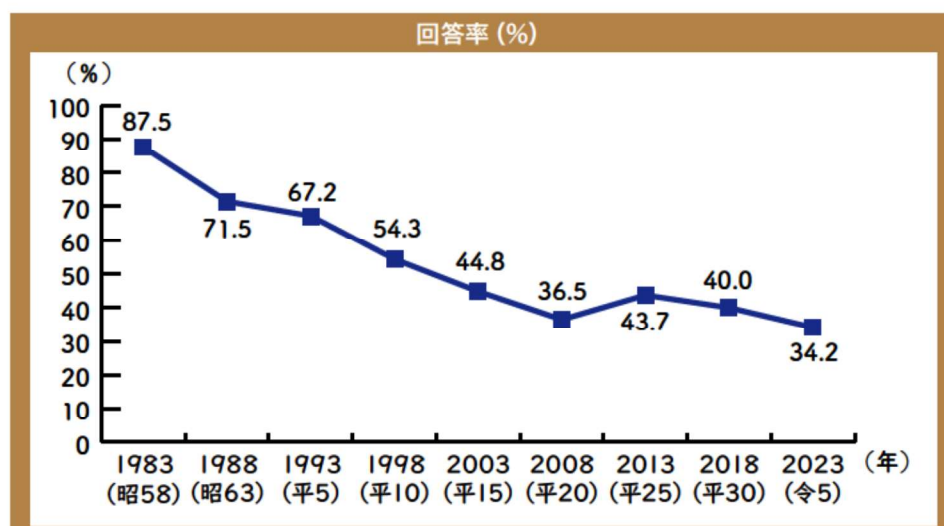
40年間の「人権・同和問題」に関する市民意識調査から ～ 核心の課題と町内学習懇談会 ～

1 意識調査の意義と留意点

1983（昭和58）年に草津市・草津市教育委員会・草津市同和教育推進協議会が実施した市民意識調査は、5年おきに実施され、直近の2023（令和5）年の調査で9回目となりました。

この調査は、単純無作為抽出法で、成人年齢以上の市民約3,000人に調査票を配布・回収し、回答結果を都度、報告書として取りまとめ、以後の啓発活動の資料として活用してきました。

2 市民意識調査の回答率の推移

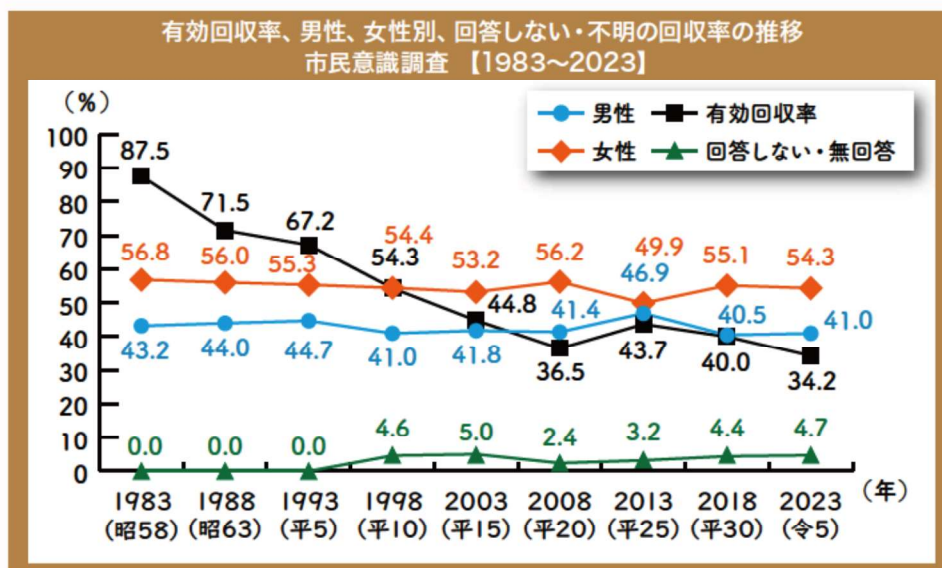


回答率は、1983（昭和58）年の第1回調査では87.5%でしたが、2023（令和5）年の第9回調査では34.2%と減少傾向にあります。数値計算上は、標本誤差 ± 2.9 となり信頼度が極めて高い意識調査です。また、第9回の調査では郵送調査だけでなく、初めてWEBによる回答方式も取り入れ回収率の向上をめざしました。

なお、この意識調査の活用にあたっては回答者の性別などの状況を加味した結果であることを考慮しなければなりません。

以下、部落差別の重要課題や町内学習懇談会に関連する内容に絞って、意識調査の観点から問題提起します。

3 確かな課題に向き合う



「部落差別の解消の推進に関する法律」の第3条、第4条、第5条には差別解消のために必要な「情報の提供、連携、教育・啓発、施策の推進、体制の充実」を講じる前提として「その地域の実情に応じ…」とあります。この文言は、的確な課題把握が求められていると解釈できます。本市では継続した市民意識調査がこの課題に応じた適切な施策の推進の役割を担っています。

本市の意識調査の報告書には、冒頭に調査の精度など信頼性が明記されています。そこには回答者の属性、年代別、性別の数値や割合が掲載されています。このデータから、例えば“性別”の9回の経年変化を示しますと上のグラフのようになり、回答者は恒常的に男女の差が顕著であることがわかります。その結果、設問によっては性差の意識の違いが濃く反映されている場合があることも考慮しなければなりません。このように意識調査は、背景にも留意して活用する必要があります。

しかし、本市の市民意識調査は、豊富なサンプル数、継続した問いかけによる動静の変化、分析の深さなど信頼性は高く、今後も続く町内学習懇談会の推進にあたり間違いのない実態把握と課題の抽出には欠かせません。

4 ここからは、長期にわたる課題に対応した設問を取り上げ、問題提起や検証をします。▶

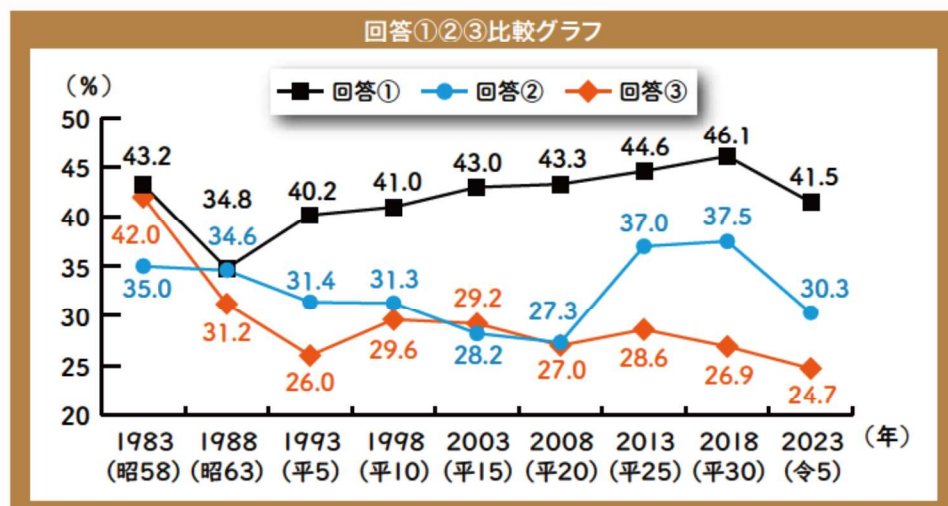
(1) 同和问题（部落差別）を解決するための方法

質問

あなたは、同和问题（部落差別）を解決するためにどのようなことが必要だと思いますか。特に必要だと思うものを3つまで選び、○を付けてください。

- ① 人権尊重についての学校教育を徹底する
- ② 被差別部落の人々が、一定の地域に固まって住まないで、分散して住むようにする
- ③ 部落差別のことは、口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる
- ④ 差別を許さない法制度を整備する
- ⑤ インターネット上の部落差別を規制する
- ⑥ 差別意識をなくすための同和教育を徹底する
- ⑦ 人権尊重の地域社会を作るための市民活動を支援する
- ⑧ 被差別部落の人々と被差別部落外の人々との協働・交流を促進する
- ⑨ 被差別部落にある福祉施設の共同利用を促進する
- ⑩ その他

ここでは、①②③の回答に焦点を当てて比較します。



「①人権尊重についての学校教育を徹底する」の回答が40%強と最も多くなっています。しかし、「③部落差別のことは、口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる」という「寝た子をおこすな」論や「②被差別部落の人々が、一定の地域に固まって住まないで、分散して住むようにする」いわゆる「部落分散論」などの回答が今でも30%前後あり、差別する側の論理がまだまだ根強く残っていることがうかがえます。

(2) 結婚に関する質問

質問

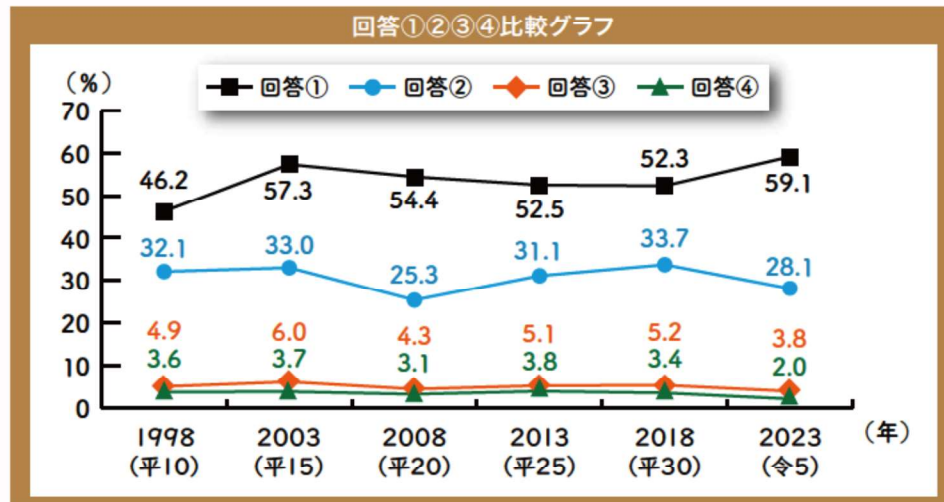
あなたのお子さんの結婚しようとする相手が被差別部落の人と分かった場合、あなたは どうしますか。

*なお、1983（昭和58）年、1988（昭和63）年、1993（平成5）年の調査では、同じ質問項目がありませんでしたので、1998（平成10）年以降の推移をグラフにしました。

- ① 親が口出しすべきではなく、子どもの意思を尊重する
- ② 親としては反対だが、子どもの意思が強ければ仕方がない
- ③ 家族や親せきの反対があれば、結婚は認めない
- ④ 絶対に結婚は認めない
- ⑤ その他

ここでは、①②③④の回答に焦点を当てて比較します。

※2003（平成15）年は、「その他・無回答」の集計がありませんでした。



同和問題における重要な課題が結婚差別であることはいうまでもありません。「①親が口出しすべきではなく、子どもの意思を尊重する」と条件なしに賛成する回答が60%弱と多数であるものの、「②親としては反対だが子どもの意思が強ければ仕方がない」が30%弱あります。また、「④絶対に結婚は認めない」と「③家族や親せきの反対があれば結婚は認めない」の回答を合計すると、徐々に減少しているものの直近でも6%弱となります。低くても結婚差別に結びつく深刻な数値と受け止めています。

結婚の自由が憲法で保障されているにもかかわらず、出自を問題にしている現実があります。

(3) 町内学習懇談会に関する質問

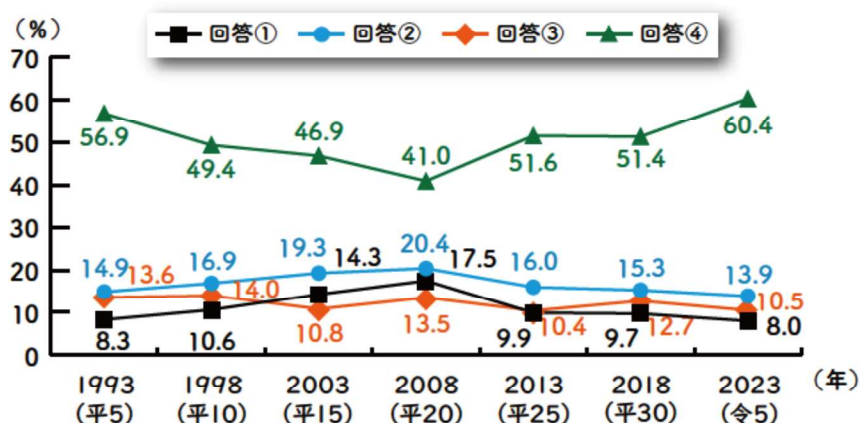
質問

草津市では、市民の皆さんが人権問題について理解を深められるよう「町内学習懇談会」を開いていますが、あなたは参加したことがありますか。あてはまるものを1つだけ選んでください。

- ① 4回以上参加したことがある
- ② 2～3回参加したことがある
- ③ 1回だけ参加したことがある
- ④ 参加したことがない

※なお、この質問は1993（平成5）年以降の推移をグラフ化しました。

回答①②③④比較グラフ



「④参加したことがない」と答えた方が、1993（平成5）年には56.9%から2008（平成20）年の41%と減少傾向にありましたが、その後の調査では増加傾向となり、直近の調査では60.4%と最も高くなっています。参加を重ねる人ほど町内学習懇談会の必要性を感じておられる傾向がうかがえるため、今後は、新たな参加者を呼び込むための開催方法・周知の徹底、継続した学習の必要性を感じるような学習内容の工夫が必要です。

質問

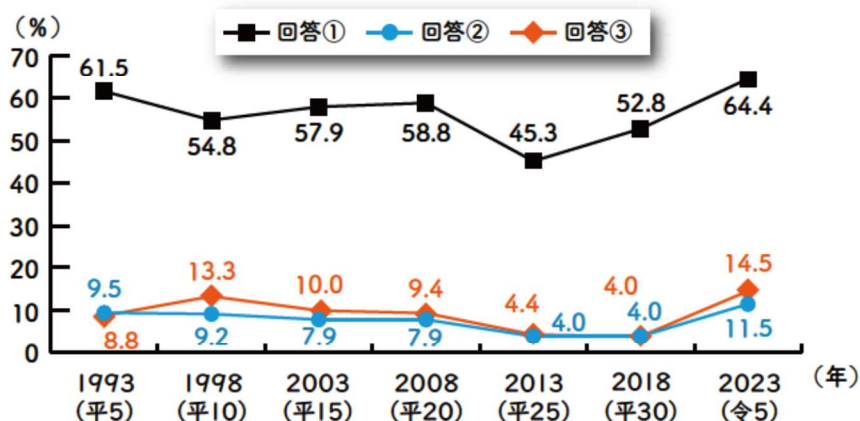
先の質問で、①・②・③とお答えの方にお聞きます。あなたは、「町内学習懇談会」に参加してどのように思いましたか。あてはまるものを1つだけ選んでください。

※この質問も1993（平成5）年以降の推移をグラフ化しました。

- ① 人権(同和)問題についての理解が深まった
- ② 内容がやさしすぎて、深まらなかった
- ③ 内容が難しすぎて、よくわからなかった
- ④ 内容や進め方を工夫するべきである(2013年、2018年調査のみ)
- ⑤ その他

ここでは、①②③の回答に焦点を当てて比較します。

回答①②③比較グラフ



「①人権問題について理解が深まった」と答えた方が半数以上と、「町内学習懇談会」が、人権意識の向上に寄与していることが伺えます。“出かけて体感する”という同和教育の本質に触れる経験を多くの参加者がされたことになり、町内学習懇談会の意義が顕著に表れています。

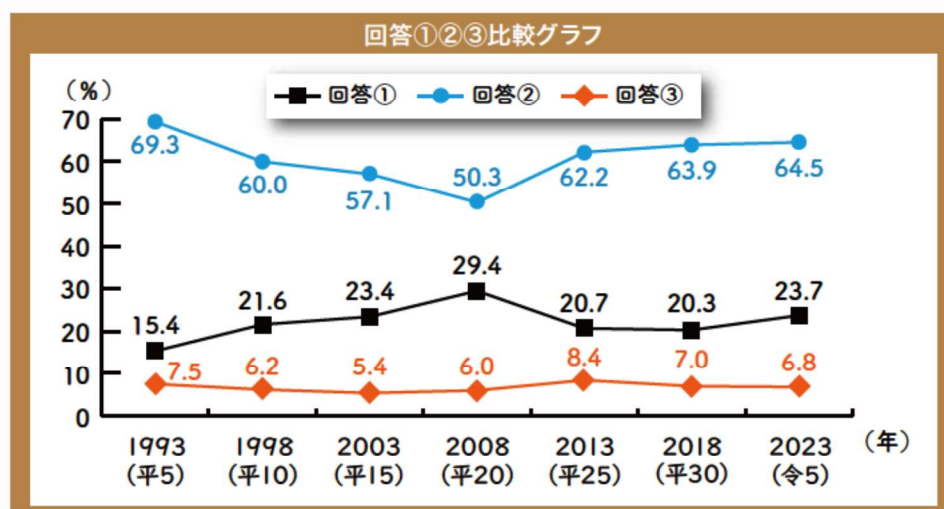
(4) 人権学習に関する考え方について

質問

あなたは、ご自身の人権問題に関する学習のあり方について、どのように考えていますか。
お考えに最も近い番号を1つだけ選び、○をつけてください。

※この質問も1993（平成5）年以降の推移をグラフ化しました。

- ① もっと学習したいと思う
- ② 一応の理解を持っているつもりなので、あまり学習する気はない
- ③ 自分には関係のないことなので、学習する気はない



最も多い回答は「②一応の理解を持っているつもりなので、あまり学習する気はない」で半数以上あります。ここから「自分の認識としては人権問題への理解がある」と感じている人が多いと読み取ることができます。また、「②一応の理解を持っているつもりなので、あまり学習する気はない」「③自分には関係のないことなので、学習する気はない」の回答は、理由は異なるものの、学習に消極的な姿勢と分類できます。直近の調査では、このふたつの回答の合計は、71.3%と高くなっており、この結果から、研修会・講演会などを開催しても参加意欲が低かったり、参加しても前向きではなかったりする人が多いと考えられます。一方で「①もっと学習したいと思う」という回答の割合も増加しており、学習意欲のある方が満足できるような研修の工夫が喫緊の課題です。

以上、この紙上では市民意識調査の一部ですが、今も差別が残存し、人権の課題は山積しています。残された課題は何か、解決に向かってどのような取組が必要なのか、町内学習懇談会を継続する根拠となる結果が多数あります。